

独立行政法人福祉医療機構法施行令等の一部を改正する政令案について（概要）

1. 改正の趣旨

- 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号。以下「令和7年改正法」という。）の一部の規定が令和7年12月1日から施行されることに伴い、独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成15年政令第393号。以下「WAM令」という。）その他の関係政令の規定について所要の改正を行うものである。

2. 改正の概要

- 令和7年改正法第32条の規定により、独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下「WAM法」という。）附則第5条の2第9項（承継債権管理回収勘定における毎事業年度の積立金の納付義務規定）が削除されることに伴い、積立金の納付方法等について定めたWAM令附則第5条の2第2項、第3項、第5項から第7項まで及び第12項について、所要の規定の整備を行う。
- 令和7年改正法第32条の規定により、独立法人福祉医療機構が年金担保債権管理回収業務を行う期間が令和9年3月31日までとされたことに伴い、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）附則第6条第7項及び第8条第2項について、所要の規定の整備を行う。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 令和7年改正法による改正後のWAM法附則第5条の2第11項

4. 施行期日等

公布日　：令和7年11月（予定）

施行期日：令和7年改正法の一部規定の施行の日（令和7年12月1日）